

かめおか地域産業イノベーション支援助成のご案内

亀岡商工会議所では、亀岡市の「かめおか元気企業支援助成制度」を活用し、モノや仕組みなどに新たな考え方や技術を取り入れて、新たな価値を生み出すための新製品開発や販路開拓等、新しい事業にチャレンジする中小企業者及び商店街等を支援します。事業目的は、**亀岡市内の産業イノベーション支援**です。



募集期間 5月8日（月）～ 6月5日（月）

※助成対象事業の決定は、6月下旬を予定しております。

助成対象期間は、6月下旬（予定）～令和6年3月11日（月）

亀岡市は

ふるさと納税返礼品

出品を応援します。

① 新製品開発・新技術開発事業

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する
製造業等の中小企業者

【対象事業】 亀岡市内の産業イノベーション支援のための新製品開発・新技術開発事業

【対象経費】 原材料費、外注加工費、委託費（外注加工費及び委託費の占める割合は対象経費の1/2以内）専門家謝金・旅費、調査研究費等

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額

- ・基盤技術開発枠 80万円
- ・産学連携共同研究 DX等推進開発枠 100万円

※産学連携とは、京都先端科学大学と連携し、新製品・新技術開発を行なう事業

② 販路開拓事業

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する
製造業等の中小企業者

【対象事業】 亀岡市内の産業イノベーション支援のための販路開拓事業

【対象経費】 ①展示会等の出展費
（小間料、装飾料、広告宣伝費等）

②試作品・サンプル品作成費
（原材料費、外注加工費、委託費等）

※外注加工費及び委託費の占める割合は対象経費の1/2以内

③新製品・商品広報費 ※
（パンフレット・チラシ・ポスター
ホームページ・ネットショップ・
PR動画・看板・DM等）

※上記 ③ 新製品・商品広告費は、これまでに「かめおか元気企業支援事業」の新製品開発事業助成を受けていることが前提です。

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：30万円

③ 商店街集客・需要喚起促進事業

【対象事業】 商店街の恒常的な集客力・販売力向上を見込んで実施するイベント等の事業

【助成対象事業】 ①誘客を図るイベント
②商店街の集客力向上につながるイベント等
③空き店舗等の活用事業

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：50万円

※採択は、1団体につき1回のみです。

※ 年度で応募可能なのは、①・②・④のいずれか
1事業のみ可能

※ <助成対象にならないもの> 人件費（給与等）
旅費、借入金・支払利息、消費税等

※ ①・④新製品（商品）開発は、審査会（ﾌﾟﾚｼﾞ）を行い、審査結果により希望内容から減額なる場合があります。

④ 地域農林水産資源を活用した新商品開発

【対象者】 亀岡市内に事業所を有する
製造業等の中小企業者

【対象事業】 バイオ技術を活用して地域資源である地元の農林水産物を用いて行なう新商品開発事業（亀岡地域ブランド向上事業）

【対象経費】 原材料費、外注加工費、委託費（外注加工費及び委託費の占める割合は対象経費の1/2以内）専門家謝金・旅費、調査研究費等

【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：50万円

○対象事業者

本制度の対象事業者は、表面記載の①・②・④について次の(1)～(3)のいずれかに該当する製造業等の事業者（主たる事業として製造業を営む場合のほか、製造業を兼業する場合を含みます）です。



- (1) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者
 - (2) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者で構成される任意のグループ
 - (3) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者が参加する農商工観連携に取り組むグループ
- 表面記載の③について商店街組織（※1）又は、それに準ずる組織（※2）が対象です。
- （※1）市内の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- （※2）市内のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができるもの。

※中小企業者とは「中小企業基本法」第2条第1項に規定する会社及び個人で、①資本金基準、②従業員基準のいずれか一つの基準を満たす事業者です。

主たる事業として営む業種	①資本金基準（資本金の額または出資総額）	②従業員基準（常時使用する従業員数）
製造業の場合	3億円以下	300人以下
製造業以外 卸売業の場合	1億円以下	100人以下
小売業の場合	5千万円以下	50人以下
サービス業の場合	5千万円以下	100人以下
その他の場合	3億円以下	300人以下

※注1：常時使用する従業員には事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※注2：役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員が実質的に関与している等の事業者は除きます。



○申請及び受付方法

申請は本助成金募集要領に基づき下記の書類を亀岡商工会議所に提出してください。申請内容を審査し、適正であると認めるときは受付を行います。

一つの企業は、本助成金について①・②・④一つの申請ができます。また、一つの企業は、同じ事業区分（表面記載の3事業区分）について3回まで。4回目以降は前回までの「かめおか元気企業支援助成」採択から3年以上空けていることが条件となります。

また、審査においては3回目以内の応募者を優先します。本助成金の詳細については亀岡商工会議所にご相談ください。

□申請に必要な書類

- ・①・②・④は、交付申請書、最近1期分の決算書、市税完納証明書
- ・③は、交付申請書、商店街の定款（会則）、会員名簿、役員名簿、事業計画、予算

※本助成金募集要領、交付申請書の様式は亀岡商工会議所の窓口・メール配布します。

※助成金の交付を決定したときは、当所より文書にて申請者へ通知を行います。



○お問い合わせ先

亀岡商工会議所（担当：高屋）

Email : takaya@kameokacci.or.jp

メールをご送付いただければ様式・公募要領を送付いたします。電話相談・メール添削可

〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1ガレリアかめおか内

TEL : 0771-22-0053（代表） FAX : 0771-25-1200

Email : info@kameokacci.or.jp